

令和8年度東海市農業振興事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者又は農業団体等が行う農業後継者育成事業、農業技術の導入、農業経営の合理化、農業施設の設置、環境保全型農業の展開、安全・安心な農作物の提供、特産農作物のブランド化事業並びに農業に対する市民の認識及び理解を深めるための事業に対し、補助金を交付することにより、農業の生産性の向上及び経営の近代化並びに農畜産物の消費拡大を図り、もって農業の振興に寄与することを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第3条 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする農業者又は農業団体等の代表者（以下「農業者等」という。）は、別に定める期日までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の変更申請)

第5条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第6条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を農業者等に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業が

完了したときは、完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の末日までのいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、実績（見込）報告書を提出しなければならない。

- 2 前項ただし書の規定により実績（見込）報告書を提出した補助対象者は、その内容に従い事業が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第8条 市長は、前条の報告書を受領したときは、速やかに補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

（補助金の支給申請等の委任）

第11条 次の各号に掲げる補助対象事業に係る補助金の交付申請、受領及び返還に関する事務については、あいち知多農業協同組合長が農業者等からの委任を受けて一括して行うことができるものとする。

- (1) 水稻病虫害防除経費補助事業
 - (2) 園芸生産振興補助事業（ふき栽培に係る土壌中の病虫害一斉防除事業に限る。）
 - (3) 減農薬推進補助事業
 - (4) 農作物残留農薬検査費補助事業
 - (5) 玉ねぎ黒腐菌核病防除補助事業
 - (6) かんきつ（夕焼け姫）ブランド化推進補助事業
 - (7) なす優良種苗購入費補助事業
 - (8) 営農継続支援補助事業
- 2 前項の規定による委任があった場合の当該補助金に係る交付の内定等の通知は、当該受任者に対し行うものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	補助対象経費	補助率
水稲病害虫防除経費補助事業	東海市内の生産組合及び実行組合が行う水稲病害虫一斉防除に要する経費	補助対象経費の4分の1以内
果樹生産振興補助事業	東海市果樹振興会が行う優良果樹品種の導入、母樹園及び取水施設の維持管理、果樹栽培の技術研究並びに病害虫一斉防除に要する経費	補助対象経費の4分の1以内
園芸生産振興補助事業	東海市内の園芸生産団体等が行う栽培技術の試験研究、ふき栽培に係る土壌中の病害虫一斉防除等地域特産物の生産及び品質向上に要する経費	補助対象経費の4分の1以内
有害鳥類防除補助事業	東海市果樹振興会が行う防鳥網を購入するために要する経費	補助対象経費の3分の1以内
4Hクラブ活動費補助事業	東海4Hクラブが行う農業フェスティバル活動、あすなる学園ボランティア活動、浜新田遺跡管理に要する経費	補助対象経費の2分の1以内
農業後継者育成補助事業	あいち知多農協青年部東海地域の部員が行う専門部活動（地域野菜等消費宣伝調査）に要する経費	補助対象経費の2分の1以内
農業女性団体活動費補助事業	東海市内の農業に従事する女性で組織するJAあいち知多女性部東海地域が行う研修事業、講習会事業等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内
東海フラワーショウ開催補助事業	東海フラワーショウ実行委員会が行う東海フラワーショウ実施に要する経費	4,850,000円以内
農業フェスティバル開催補助事業	農業フェスティバル実行委員会が行う農業フェスティバル実施に要する経費	1,580,000円以内

事業名	補助対象経費	補助率
減農薬推進補助事業	一団の農地(概ね7ha以上で東海市内の農地に限る。)に農業者団体等が行う合成性フェロモンによる害虫防除のための器材・薬剤の購入に要する経費並びに東海市内に住所を有する農業者が、市内の農地で使用する害虫誘引捕殺粘着板の資材及び花粉交配用ハチの購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内
農作物残留農薬検査費補助事業	東海市内に住所を有する農業者が生産した農作物の残留農薬の検査(あいち知多農業協同組合食品安全分析センター及び愛知県経済農業協同組合連合会で検査したものに限り)に要する経費	補助対象経費の3分の1以内
ふき優良種苗育成補助事業	東海市ふき振興会が行うフキの優良種苗育成に要する経費	補助対象経費の6分の1以内
あいちの伝統野菜玉ねぎ原種保存補助事業	あいち伝統野菜玉ねぎ原種保存部会が行うあいちの伝統野菜に指定されている極早生玉ねぎ「養父早生」「愛知白早生」の母球確保、採種原種の保存に要する経費	補助対象経費の3分の1以内
花卉園芸普及推進補助事業	東海市花卉園芸組合が行う名鉄太田川駅構内及びユウナルステーションでの展示並びに観光物産プラザ内でのカタログ販売、本市が指定するインターネットサイトでの販売及び東海フラワーショウ等イベントでの販売に要する経費	補助対象経費の10分の1
玉ねぎ黒腐菌核病防除補助事業	東海市内の玉ねぎ生産者が、黒腐菌核病対策に有効な土壌消毒剤の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内

事業名	補助対象経費	補助率
かんきつ（夕焼け姫）ブランド化推進補助事業	東海市果樹振興会マルチ栽培夕焼け姫部会の会員が行うかんきつ（夕焼け姫）の苗木の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内
	東海市果樹振興会マルチ栽培夕焼け姫部会の会員が行うかんきつ（夕焼け姫）の栽培に必要な土壌被覆材等（マルチング等）の購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内
なす優良種苗購入費補助事業	東海茄子研究会員が行うブランド化に向けた付加価値の高い新種苗（紫煌等）の購入に要する経費	補助対象経費の6分の1以内
営農継続支援補助事業	<p>東海市内に住所を有する農業者又は農業法人が東海市内の農地にて行う農作物の高温対策に使用するもので、次に掲げる資材の購入及び設置に要する経費</p> <p>(1) かん水施設 (2) 地熱抑制シート (3) 塗布材 (4) 寒冷紗 (5) ぶどう傘</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内。ただし、次の各号に掲げる資材に応じて当該各号に定める額を上限額とする。</p> <p>(1) かん水施設 500千円 (2) 地熱抑制シート 500千円 (3) 塗布材 150千円 (4) 寒冷紗 250千円 (5) ぶどう傘 120千円</p>